

I 修正の趣旨

国の防災基本計画の修正（令和4年6月）、本県の防災・減災対策を踏まえ、兵庫県地域防災計画を修正する。

II 主な修正内容

※国防災基本計画の修正を踏まえて修正するものには **国計画**
 本県の防災・減災対策の取組状況を踏まえて修正するものには **県独自** を記載

1 スクラムで取り組む地域防災力の向上

(1) 消防団を中核とした防災力の向上

- 市町の消防団加入の取組への支援【別添資料2新旧対照表（主なもの）P1】 **県独自**
 - ・県は、広域的な観点から、消防団の育成強化を支援するため、次の事業を推進することとする。
 - 市町の消防団加入促進の取組みへの支援
 - 女性消防団員の加入促進の支援 等

①消防団訓練・加入の促進支援

- 補助対象 市町
- 補助額 100千円
- 補助率 1/2
- 補助経費 訓練・研修等に要する経費及び消防団の加入促進に要する経費

②女性消防団員の活性化

- 補助対象 県消防協会
- 補助対象 活動事例発表会開催経費、技術研修会開催経費
- 補助額 上限200千円



【女性消防団による訓練の様子】

(2) 中小企業等における事業継続の推進

- BCP/BCM 支援プログラム (P1) **県独自**
 - ・県は、県内企業等への、質の高い事業継続計画（BCP）の策定を支援するとともに、事業継続に係るマネジメント（BCM）の確立・実践を推進する。

| 講座名 | 講座概要 |
|---------------------------------|-------------------------------------|
| 理解コース STEP1 【啓発セミナー&個別相談会】 | BCPを策定する目的や必要性、マネジメントを解説 |
| 策定コース STEP2 【策定講座&メールサポート】 | 1日完結型の集中講座で、実践的なBCPを策定 |
| 実践コース STEP3 【演習、社内研修・内部監査支援】 | BCPに基づく机上演習や、国際標準規格ISO22301認証取得等を解説 |
| プレミアムコース | 1泊2日でSTEP1～3を実施+受講特典 |



【策定講座(ステップ2)受講風景】

- ・BCP (Business Continuity Plan : 事業継続計画)
 大地震等の自然災害、感染症のまん延など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
- ・BCM (Business Continuity Management : 事業継続マネジメント)
 BCP 対策や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施などを行う平常時からのマネジメント活動のことで、経営レベルの戦略的活動に位置づけ

(3) 災害ボランティアとの協働の促進

- 避難所の運営 (P2) **国計画**
 - ・県、市町は、地域防災計画の作成にあたり、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、避難所運営に関する訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等）の実施に努めることとする。



【体調不良者を隔離対応する訓練】

○道路除雪対策 (P3) **国計画**

- ・県、市町等は、地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じるものとする。なお、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図るものとする。

○災害廃棄物の発生への対応 (P3) **国計画**

- ・ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(4) 医療体制の強化

- 災害拠点精神科病院の指定 (P3) **県独自**
 - ・県は、災害時の精神医療体制を確保し、精神疾患を有する患者への医療の提供、及び地域の精神医療機能を支援することを目的として災害拠点精神科病院の指定を行う。



【ひょうごこころの医療センター(指定予定)】

- ・災害拠点精神科病院の機能（令和4年度中に3病院指定予定）
- 被害状況、診療継続可否等の情報をEMIS（広域災害救急医療情報システム）等を用いて都道府県災害対策本部へ共有
- 精神科医療を行うための診療機能
- 精神疾患を有する患者の受入れや一時的避難場所としての機能
- DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣機能

2 “誰一人取り残さない”防災・減災対策の充実

(1) 避難対策の充実

- 避難行動要支援者の自動車避難、ウィズコロナを踏まえた車中泊避難 (P6) **県独自**
 - ・自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、コロナ禍での自宅療養者等の避難先として活用する可能性もあることから、地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。

○避難所における医療的ケア児者に対する配慮 (P6) 国計画

- ・避難所には、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器、非常用発電機等）計画的な整備の推進を図ることとする。
- ・避難所の施設・設備の整備に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分配慮することとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

○津波フラッグの導入 (P6) 県独自

- ・市町は、防災行政無線、インターネット、津波フラッグ等、各市町が保有する災害情報提供手段を駆使して情報提供に努めるとともに、アマチュア無線団体との連携等、より広範な手段の確保に努めることとする。



【県内初の津波フラッグの導入(たつの市)】

(2) 自治体間等における相互応援人材の積極的な活用

○応急対策職員派遣制度、復旧・復興支援技術職員派遣制度 (P9) 国計画

- ・被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みである「応急対策職員派遣制度」の運用に留意するとともに、訓練等を通じて活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。また「復旧・復興支援技術職員派遣制度」も活用する。

・応急対策職員派遣制度 [総務省]

総務省が全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会と連携し、地方公共団体間で応援職員を派遣する制度。

・復旧・復興支援技術職員派遣制度 [総務省]

都道府県等が技術職員を増員し、平時に技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する制度。

○気象防災アドバイザーの活用 (P10) 国計画

- ・市町は、避難指示等を行う際に、国や県のほか、気象防災アドバイザー等の専門家に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくこととする。

・気象防災アドバイザー [気象庁]

○県内状況：神戸市で2人、宝塚市で1人

○業務内容：関係部署への出水期に係る説明・解説、市主催の講演会等での講師。週3～4日勤務。

○D. Waste-Net、災害廃棄物処理支援員制度 (P10) 国計画

- ・県は、被災市町や県内市町でガレキの処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ他府県や関係省庁に対する支援要請や、災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度 (人材バンク) 等の活用を検討することとする。

・災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net) の役割 [環境省]

○自治体による災害廃棄物処理計画等の策定や人材育成、防災訓練等の支援

○災害廃棄物対策に関するそれぞれの対応の記録・検証、知見の伝承

○初動・応急対応として、被災自治体に専門家・技術者、ゴミ収集車等や作業員を派遣

(3) 災害リスクの的確な通知

○津波高に応じた発令区域の設定 (P11) 国計画

- ・避難対象地域は、津波が発生した場合、避難が必要な地域であり、避難指示を発令する際に対象となるため、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるとともに、県浸水想定を基本にバッファゾーンを設定するなど安全側に立つ必要があること、また、発令の対象となった地域名が住民等に迅速かつ正確に伝わるのが重要となるため、町丁目単位、あるいは学区や町内会等の単位で分かりやすく表示する必要があることなどに留意する。

○水位周知海岸における高潮浸水想定区域の指定 (P11) 県独自

- ・知事は、水防法に基づく、水位周知海岸について、高潮浸水想定区域の指定を行う。また、指定した高潮浸水想定区域は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係市町に通知する。

3 災害に強いレジリエントな県土づくりの推進

(1) 都市基盤の強靱化

○老朽化マンションの建替促進 (P12) 県独自

- ・県、市町は、老朽化マンション建替促進事業を推進することにより、管理不全等による外壁等の剥落などが生じるおそれのあるマンション (要除却認定マンションに限る) を減らし、都市環境の改善を図ることとする。

- ・老朽化マンション建替促進事業

○補助対象 マンション建替組合等に対して補助を実施する市町

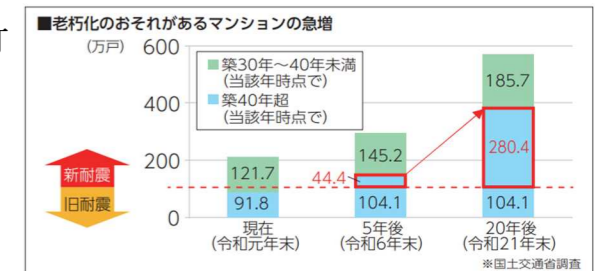
○対象経費 調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費

○補助要件 以下の全ての要件に該当する場合

- ・特定行政庁が認める要除却認定マンションである
- ・災害時の居住継続に寄与する施設を整備する
- ・国庫補助 (優良建築物等整備事業) を活用する
- ・市町が県と同等以上に補助する (随伴義務)

○補助限度額 3,000万円～13,500万円

○負担割合 国1/4、県1/8、市町1/8、事業者1/2



【全国の老朽化のおそれがあるマンション数】

※本県における要除却認定マンション数は不明

(2) 危険な盛土対策の強化

○盛土による災害防止 (P13) 国計画

- ・県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

○土砂流出抑制、森林土壌保全強化、流木対策等 (P13) 国計画

- ・特に尾根部かからの崩落等による土砂流出量の増大、流木被害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、総合治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

本県の点検箇所数

| 総点検対象 (実施) 箇所数 | 646箇所 |
|-----------------|-------|
| 書面のみにより点検を行った盛土 | 500箇所 |
| 現地点検を行った盛土 | 146箇所 |
| うち、是正措置等が必要な盛土 | 7箇所 |



【流木を補足した治山ダム(丹波市)】